

労働者派遣法に基づくマージン率の情報公開

◆マージン率等の公開にあたって

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定により下記の通り情報提供します。(このマージン率は、以下の計算式で算出されます。)

◆派遣事業の状況とマージン率

令和4年度：2022年1月1日～2022年12月31日

派遣労働者の数	令和5年6月1日付け	7人
派遣先の実数	令和4年度(拠点)	2社
③ 派遣料金お1人当たりの平均額 (1日8時間換算)		18,270円
④ 派遣社員の賃金平均額 (1日8時間換算)		14,512円
令和4年度 マージン率		20.6%

$$\text{マージン率} = \frac{\text{③ 派遣料金の平均賃金額} - \text{④ 派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{③ 派遣料金の平均賃金額}}$$

◆マージン率に含まれるもの

雇用主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの社会保険料

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要な経費は派遣労働者の賃金だけではありません。派遣労働者の賃金以外に派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、下記のようなものがございます。

◆以下の経費はマージン率に含まれていません。

- 派遣労働者が取得する有給休暇、慶弔休暇に充当した費用、資格取得費用や技能講習費用
- 外部教育講習会参加等の補助、支援に充当した費用、求人広告費、通信費等諸費用
- 健康診断費用・教育研修費など。

◆その他含まれない諸経費

- 営業・管理・事業運営にあたる人件費・オフィス賃料・車両賃貸費等々など。

◆派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練の種類	対象者	訓練方法		訓練時間	賃金	費用
入職時・職能別・階層別訓練・転職転換訓練	派遣労働者	OFF-JT	eラーニング	8時間/年	有給	無償
		OJT	職場			
訓練内容	ヒューマンスキル講座・製造実務基礎・ものづくり【初級】【中級】 衛生管理士『工場編』・品質管理・職場リーダー					

◆キャリア・コンサルティング

キャリアアップなどについて、気軽に担当者にご相談ください。

派遣労働者のキャリアコンサルティング 相談窓口 管理部 東井信博 077-553-3388

◆福利厚生に関する事項

各種保険・有給休暇・健康診断に加え、資格取得支援制度あり。

(※一部送迎未対応の派遣先あり)

◆労働者派遣法第30条4第1項の労使協定を締結しているか否かの別

協定労働者の締結の有無	労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> なし	全ての派遣労働者
(協定の有効期間の終期2025年3月31日)	